政府調達に関する協定に基づく公表

平成26年4月16日

北海道旅客鉄道株式会社

◎調達機関番号　101　◎所在地番号　01

1　概要

1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、その他の国際約束を実施するため、北海道旅客鉄道株式会社の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものについて、関係手続きの改正を実施し、その調達相談窓口を次のとおり公表する。

2　調達相談窓口

⑴　物品

北海道旅客鉄道株式会社　財務部

札幌市中央区北11条西15丁目

電話011―700―5746

⑵　建設サービス

北海道旅客鉄道株式会社　鉄道事業本部工務部管理課

札幌市中央区北11条西15丁目

電話011―700―5788

政府調達に関する協定に基づく公表

平成26年4月16日

四国旅客鉄道株式会社

◎調達機関番号　105　◎所在地番号　37

1　概要　1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、その他の国際約束を実施するため、四国旅客鉄道株式会社の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものについて、関係手続きの改正を実施し、その調達相談窓口を次のとおり公表する。

2　調達相談窓口

⑴　物品

四国旅客鉄道株式会社　財務部　資材課

香川県高松市浜ノ町8番33号

電話087―825―1632

⑵　建設サービス

四国旅客鉄道株式会社　鉄道事業本部　工務部　保線課

香川県高松市浜ノ町8番33号

電話087―825―1640

政府調達に関する協定に基づく公表

平成26年4月16日

九州旅客鉄道株式会社

◎調達機関番号　106　◎所在地番号　40

1　概要　1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、その他の国際約束を実施するため、九州旅客鉄道株式会社の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものについて、関係手続きの改正を実施し、その調達相談窓口を次のとおり公表する。

2　調達相談窓口

⑴　物品

九州旅客鉄道株式会社　財務部資材課

福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号

電話092―474―9794

⑵　建設サービス

九州旅客鉄道株式会社　鉄道事業本部施設部企画課

福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号

電話092―474―2421

政府調達に関する協定に基づく公表

平成26年4月16日

日本貨物鉄道株式会社

◎調達機関番号　107　◎所在地番号　13

1　概要　1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、その他の国際約束を実施するため、日本貨物鉄道株式会社の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものについて、関係手続きの改正を実施し、その調達相談窓口を次のとおり公表する。

2　調達相談窓口

⑴　物品

日本貨物鉄道株式会社　調達部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号

電話03―5367―7427

⑵　建設サービス

日本貨物鉄道株式会社　事業開発本部　開発部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号

電話03―5367―7411

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第6条第1項の規程に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年4月16日

日本環境安全事業株式会社

◎調達機関番号　413　◎所在地番号　13

1　改正された規程の名称

物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する細則

2　規程の掲載先

http://www.jesconet.co.jp/bid_contract/article.html

3　問い合わせ先

日本環境安全事業株式会社

管理部契約・購買課

電話番号03―5765―1916

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年4月16日

日本中央競馬会

◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

1　改正された規程の名称等

日本中央競馬会契約事務取扱要領（平成19年理事長達第55号）

（http://company.jra.jp/0000/keiei/keiei02/index.html参照）

2　本件に関する問い合わせ先

〒106―8401　東京都港区六本木6―11―1

日本中央競馬会　総務部調達管理課

電話03―3591―5251（代表）

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第6条第1項の規定に基づき、関係手続を次のとおり公表する。

平成26年4月16日

日本アルコール産業株式会社

◎調達機関番号　423　◎所在地番号　13

1　規則の名称等

日本アルコール産業株式会社物品等又は特定役務の調達手続に関する規則

（http://www.j-alco.com/qualification/参照）

2　この公表に関する問合せ先

日本アルコール産業株式会社企画管理本部総務部総務グループ

ＴＥＬ03―5641―5255

その他

政府調達に関する苦情の処理手続及び政府調達に関する苦情の処理手続細則の一部改正について

平成26年4月16日

平成26年4月4日

政府調達苦情処理推進会議決定

1　政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定）の一部を次のように改正する。

第10項⑵中「「スーパーコンピューター導入手続の改正について」（平成2年4月19日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定）、「非研究開発衛星の調達手続等について」（平成2年6月14日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定）及び「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置について」（平成4年1月20日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定）」を「「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）別紙2、別紙3及び別紙4」に改める。

2　政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成11年1月11日政府調達苦情処理推進会議決定）の一部を次のように改正する。

第4項⑷中「「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（平成4年1月20日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定）」を「「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）別紙4」に改める。

3　この決定は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第明治三二十五種郵便物認可
平成26年3月31日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒100―8625　東京都千代田区霞が関1―4―1　電話　03（3587）4294
定価　1ヵ月1,641円（本体1,520円）　本号1部　216円（本体200円）　送料別（配）